

# 公益財団法人日本セーリング連盟 印章規程

## 第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の印章に関する必要な事項を定め、その統一と正確な運用を確保することを目的とする。

## 第2条 (印章の種類)

印章の種類は、次の通りとする。

- (1) 連盟印
- (2) 会長印
- (3) 専務理事印

## 第3条 (取扱の原則)

連盟の「印章」とは、連盟が発行する文書、証憑書類に押捺して直接権利、義務を発生させる証とするものであり、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう管理を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

## 第4条 (管理と保管)

印章の管理責任者を事務局長とし、印章の適切な管理と保管を行うものとする。

## 第5条 (印鑑元帳)

管理責任者は、事務局備え付けの連盟印元帳により、名称、印影及び移動等を管理しなければならない。

## 第6条 (改廃)

印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

## 第7条 (捺印簿)

印章を使用するときは、決裁後の原義書及び連盟を表示する文書中、捺印を必要とするものを管理責任者に提示し、捺印簿に記入後捺印を受けるものとする。

## 第8条 (持出等)

連盟印の持ち出し及び時間外使用の必要がある場合は、専務理事の許可を受けなければならない。

## 第9条 (補則)

この規程に定めるもののほか、印章に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

1. この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
2. 平成15年 4月 5日改訂
3. 平成24年12月 8日改訂